



トラック等運送業 事業継続支援金



弘前市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や原油価格高騰の影響を受けているトラック等運送業者（一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者）の事業継続を図るため、市内を拠点として使用されていると認められる車両台数に応じて支援金を給付します。

【申請期限】

令和5年1月31日(火)まで

※当日消印有効

支援金額

車両クラス	支援金の額
大型車 (最大積載量10 t 以上)	60,000円/台
中型車 (最大積載量2 t ~10 t 未満)	40,000円/台
小型車 (最大積載量2 t 未満)	30,000円/台

交付 対象者

貨物自動車運送事業法の許可を受けた者で、次のいずれにも該当する方が交付の対象になります。

- (1) 市内に本社、事業所等を有し、主な事業として、トラック等運送業を現に営んでいる中小企業者である法人又は個人であること。
- (2) 申請日時点においてトラック等運送業を継続し、かつ、支援金の受領後もトラック等運送業を継続する意思があること。
- (3) 令和3年度及び令和4年度において納付すべき市税等について滞納がないこと。
- (4) 暴力団等ではなく、また暴力団員と密接な関係を有するものではないこと。（法人にあたっては代表者及び役員）

交付 対象車両

交付対象者が営むトラック等運送業の用に供する車両のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たすもの（被牽引車及び霊柩車を除く。）となります。

- (1) 主として貨物の運搬に用いる車両であること。
- (2) **令和4年8月31日**時点で登録されている車両であること。
- (3) 自ら使用権原を有する車両であること。
- (4) 自動車検査証の**使用の本拠**の位置の欄に**市内**の住所が記載されている等、市内を拠点として使用されていると認められる車両であること。

・中小企業者とは

- ➔ 資本金3億円以下又は常時使用する従業員300人以下の会社及び個人。
※業種分類が「製造業その他」の場合

・トラック等運送業とは

- ➔ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条の貨物自動車運送事業（一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業）

指定様式を市ホームページからダウンロードし、郵送で申請してください。

申請 書類

- ① 交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 申請車両一覧表（様式第2号）
※ 車両クラスごとに作成してください。
- ③ 交付対象車両の自動車検査証の写し
※ ②の一覧表の順番にクリップ留めしてください。
- ④ 営業の実態を確認できる書類
※ 直近の確定申告書、貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）第2条第1項に定める事業実績報告書等の写し、過去1年間の中から取引がわかる書類の写し等
- ⑤ 同意書兼誓約書（様式第3号）
- ⑥ 申請者本人名義の振込先口座の通帳等の写し
※ 通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方

申請書のダウンロードは
こちらから



様式第1号の「4 添付書類」に記載している全ての要件を満たす場合、公益社団法人青森県トラック協会により通知された交付決定通知書（兼振込通知書）、申請書及び申請書別紙の申請車両一覧表の写しを提出することで、上記申請書類の②～④を省略することができます。

提出先

〒036-8551
青森県弘前市大字上白銀町1-1
弘前市商工部産業育成課
産業振興係宛

※書類を郵送する際には「封筒貼付用あて先用紙」を角形2号(240mm×332mm)封筒に貼り付け、ポストに投函してください。切手は不要です。